

第 47 期

定時株主総会 招集ご通知

Helios Techno



開催
日時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時

開催
場所

東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

定時株主総会決議ご通知の郵送廃止及び報告書廃止のお知らせ

地球環境への配慮の観点から、第48期分より「定時株主総会決議ご通知」（以下、「決議ご通知」）の書面での郵送を廃止いたします。なお、決議ご通知は当社ウェブサイト引き続き掲載いたします。

また、決議ご通知とともに郵送しております「報告書」につきましても、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また、主要な情報は当社ウェブサイトに掲載していることから、第48期分より廃止いたします。なお、「中間報告書」は引き続き発行いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。また、株主様との懇親会もございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

証券コード：6927

証券コード：6927
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表取締役社長 佐藤 良久

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第47期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.heliostec-hd.co.jp>

上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家向け情報」「IR イベント」「株主総会」の順に選
択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6
月20日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第47期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 4. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

本株主総会にご出席の株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調に十分ご留意いただいたうえ、ご来場をご検討くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセス頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2023年6月20日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

<機関投資家の皆様へ>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。よって当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額145,154,904円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月22日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	さとう よしひさ 佐藤 良久 (1961年3月10日生)	2009年7月 ナカテクノ株式会社入社 同社取締役社長就任 2010年1月 同社代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 当社取締役就任 2016年10月 株式会社リードテック代表取締役会長就任 2018年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2022年5月 株式会社リードテック代表取締役会長就任（現任） 2022年12月 フェニックス電機株式会社代表取締役社長就任（現任） 2022年12月 株式会社ルクス代表取締役社長就任（現任）	71,941株	なし
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの取締役を歴任し、主として液晶関連の製造装置事業を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験と技術的な見識を含め幅広い知見を有しており、今後の当社及び当社グループの企業価値向上につながる中期計画の推進及び当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	あきば やすし 秋葉 泰 (1967年9月3日生)	2011年8月 ナカンテクノ株式会社入社 2012年5月 同社取締役管理部部長就任 2016年10月 株式会社リードテック監査役就任 2019年5月 当社統括管理部部長就任 2019年6月 当社取締役統括管理部部長就任 2020年6月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2020年12月 当社常務取締役事業企画開発室室長就任 2021年5月 ナカンテクノ株式会社取締役社長室室長就任 2021年11月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2022年5月 当社常務取締役社長室室長兼統括管理部部長就任 (現任) 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任 (現任) 2022年10月 株式会社ルクス取締役就任 (現任)	44,168株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの取締役を歴任し、主として管理部門を掌管しております。長年に亘る経営管理全般の豊富な経験及び幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
3	なぐら けいた 名倉 啓太 (1971年1月11日生)	1998年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会所属) 淀屋橋合同法律事務所 (現 弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所 (現任) 2002年2月 第一東京弁護士会に登録換 2017年6月 株式会社マイスターエンジニアリング 監査役就任 2020年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年3月 DIC株式会社監査役就任 (現任)	一株	なし
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての豊富な知見と経験を有しており、企業法務に精通する専門家としての見地から、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	きのした れいこ 木下 玲子 (1964年7月3日生)	1987年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社 ヴァイス・プレジデント就任 2002年10月 株式会社東京スター銀行シニア・ヴァイス・プレジデント就任 2005年7月 エスピーアイ・キャピタル株式会社 （現 SBIキャピタル株式会社） 取締役執行役員常務就任 2006年1月 SBI債権回収サービス株式会社 代表取締役COO就任 2006年6月 SBIキャピタルソリューションズ株式会社 （現 アドミラルキャピタル株式会社） 代表取締役就任（現任） 2007年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務就任 2008年7月 SBIレセプト株式会社代表取締役就任 2011年5月 株式会社Doフィナンシャルサービス 代表取締役就任（現任） 2018年6月 東日本信販株式会社代表取締役就任（現任） 2020年6月 当社取締役就任（現任） 2021年2月 株式会社ユニーフाइナンス 代表取締役就任（現任） 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任（現任） 2022年12月 ウィスタリアン株式会社代表取締役就任（現任）	一株	なし

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

同氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と金融及び投資の専門家としての見地から、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を担っていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 当社と名倉啓太氏及び木下玲子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。名倉啓太及び木下玲子の両氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
 4. 木下玲子氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
 5. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって3年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役上道俊和氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
すずき さとこ 鈴木智子 (1973年11月22日生)	1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年9月 公認会計士登録 2005年8月 鈴木智子公認会計士事務所開設代表（現任） 2006年3月 税理士登録 2010年9月 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ監事（現任） 2012年9月 特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事 2015年7月 いちごホテルリート投資法人監督役員（現任） 2019年6月 ブルドックソース株式会社社外取締役（現任） 2022年6月 UBE株式会社取締役（監査等委員）（現任）	一株	なし

〔社外監査役候補者とした理由〕

同氏は、監査法人で会計監査や内部管理体制整備支援業務に従事し、現在は公認会計士事務所の代表を務めております。また特定非営利活動法人での会計監査や投資法人での職務執行の監督経験等を通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しており、新たに社外監査役候補者としております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 鈴木智子氏は、社外監査役候補者であります。
2. 鈴木智子氏が原案どおり選任された場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、鈴木智子氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 鈴木智子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
やぎ たけ ひこ 八木竹彦 (1947年8月27日生)	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 2002年4月 川重防災工業株式会社監査室長就任 2003年7月 同社常勤監査役就任 2007年7月 エア・ウォーター株式会社 監査室部長就任 2012年8月 ナカンテクノ株式会社監査役就任 (現任) 2020年5月 株式会社リードテック監査役就任 (現任)	一株	なし
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 同氏は、監査役としての豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に活かすことができると判断し、引き続き社外監査役の補欠監査役候補者としております。			

- (注) 1. 八木竹彦氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。
2. 八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、八木竹彦氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 当社は、八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります仰星監査法人は、本総会終結のときをもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに保森監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が保森監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、同監査法人が、監査役会が定めた「外部会計監査人（監査法人）の選定評価基準」を満たし、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

①名称	保森監査法人						
②所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 KDX御茶ノ水ビル						
③沿革	1982年2月設立						
④概要	<table> <tr> <td>資本金</td> <td>3,200万円</td> </tr> <tr> <td>構成人員</td> <td>社員（公認会計士）9名 公認会計士29名 試験合格者2名 その他職員3名 合計43名</td> </tr> <tr> <td>監査関与会社数</td> <td>19社</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(2023年3月31日現在)</p>	資本金	3,200万円	構成人員	社員（公認会計士）9名 公認会計士29名 試験合格者2名 その他職員3名 合計43名	監査関与会社数	19社
資本金	3,200万円						
構成人員	社員（公認会計士）9名 公認会計士29名 試験合格者2名 その他職員3名 合計43名						
監査関与会社数	19社						
⑤業務執行社員の氏名	山崎貴史、小松華恵						
⑥公認会計士法に基づく上場会社等 監査人登録制度への登録状況	登録されております。						

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動制限が徐々に緩和され、経済活動の正常化が進んだことで、緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や原油価格の高騰、原材料不足による供給面での制約、さらには急激な円安やインフレ懸念の影響により、世界経済は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

また、当社グループの主要マーケットである中国を中心としたアジア市場においても、中国のゼロコロナ政策によるロックダウンの影響やその後の政策転換における社会経済の混乱により、経済成長が失速、鈍化して推移しました。今後は、回復基調で推移するものと見られますが、依然として先行きは不透明であり、市場動向には引き続き注視する必要があります。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期と比べ9億64百万円(10.8%)減収の79億87百万円となり、営業利益は96百万円(18.7%)減の4億22百万円、経常利益は85百万円(14.8%)減の4億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億43百万円(34.6%)減の2億71百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりとなります。各金額については、セグメント間の内部取引を含んだ金額を記載しております。

① ランプ事業

ランプ事業につきましては、一般照明用ランプ等の出荷は年度末の駆け込み需要などがあり、計画を若干上回って推移したものの、液晶パネルメーカーの生産調整による稼働率の低下や競合他社のシェア拡大により、産業用ランプの主力製品である露光装置用光源ユニット用ランプの出荷が計画を下回って推移しました。

また、産業用LEDにつきましては、将来の事業の柱となるよう積極的な営業展開と顧客ニーズに合わせた製品開発を継続しておりましたが、当連結会計年度においては一部の受注見込みが、顧客の想定した評価期間が延長されるなど、計画したほどの受注額を獲得できず、計画に比べ低調に推移しました。来期以降は、量産に向けた製品開発と更なる拡販を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比2.1%増の25億12百万円、セグメント損失は19百万円（前期はセグメント利益42百万円）となりました。

② 製造装置事業

製造装置事業につきましては、露光装置用光源ユニット及び関連部品を計画通り納入した一方、当社グループの主力製品である配向膜印刷装置やインクジェット印刷装置等の出荷・検収スケジュールが一部変更されたこと、計画した引き合い案件の商談が成立まで至らなかったことから、売上高は計画に比べ低調に推移したものの、各案件の作業効率が上がったことにより利益率は改善されました。

なお、インクジェット印刷機については、車載に関連した曲面印刷やモバイル用の色彩膜の印刷等、今後も幅広い業種、生産用途で採用が見込まれております。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比15.6%減の54億96百万円、セグメント利益は前期比6.1%増の8億93百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は61百万円であり、ランプ事業15百万円、製造装置事業44百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第44期 2020年3月期	第45期 2021年3月期	第46期 2022年3月期	第47期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高	13,996	8,079	8,952	7,987
経 常 利 益	369	630	577	492
親会社株主に帰属する当期純利益	575	391	414	271
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	31円79銭	21円62銭	22円87銭	14円95銭
純 資 産	12,621	13,418	13,746	15,013
総 資 産	14,609	15,543	15,953	17,639
1 株 当 たり 純 資 産 額	697円03銭	740円55銭	758円13銭	827円45銭

(注) 1. 第46期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 過年度決算における会計処理に誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第45期及び第46期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
フェニックス電機株式会社	90百万円	100.0%	露光装置用光源ユニット、プロジェクター用ランプ、産業用LED、ハロゲンランプ、一般照明等の製造・販売
ナカンテクノ株式会社	490百万円	100.0%	液晶製造配向膜印刷装置等の産業機器の製造・販売
株式会社ルクス	30百万円	100.0% (100.0%)	各種照明用ランプ及び電気照明器具の販売
株式会社リードテック	20百万円	100.0% (100.0%)	各種製造機械設備の設計、製作及び販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動制限の緩和により、経済活動の正常化に向けた動きが加速する一方、ウクライナ情勢の長期化や原油価格の高騰、原材料不足による供給面での制約、さらには急激な円安やインフレ懸念の高まりなど、依然として先行き不透明な状況で推移する見通しとなっております。

このような経営環境のなか、当社グループは新たなものづくりを支える生産技術への投資やDXの推進、生産性向上に向けた設備投資を積極的に行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する新たな成長分野の開拓、新製品の開発に取り組んでまいります。

当社グループの中核事業を営むフェニックス電機株式会社及びナカンテクノ株式会社は、自主的経営の下でそれぞれの事業の拡大と採算性の向上を図るとともに、互いの技術力を生かしてシナジー効果を発揮してまいります。

① フェニックス電機株式会社

露光装置及び光源製品の拡販、採算性の向上に努める一方、紫外線・赤外線LEDの特性を生かした新たな光源製品の開発を推し進め、幅広い産業分野への提案を図ってまいります。

② ナカンテクノ株式会社

引き続きインクジェット印刷機の開発に取り組み、従来とは異なる業種、材料に適合する汎用性の高い印刷機の納入を進めてまいります。

幅広い業種で様々な形状に高度な印刷が求められ、「異形や曲面に対する塗布技術」と「鮮やかなColor技術」の開発に注力し、今後もより付加価値の高い印刷技術を可能とする装置開発を進めてまいります。

また、半導体ウエハー研磨工程で使用する装置の開発、自動車のEV化等で需要拡大が期待されるパワー半導体に関連した装置の開発を推し進め、今後もより付加価値の高い装置を提供できるよう進めてまいります。

③ 共通課題

フェニックス電機株式会社の光源技術、ナカンテクノ株式会社の装置技術・販売力を合わせ、シナジー効果が発揮できる新規事業を開拓してまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、産業用ランプ、一般照明用ハロゲンランプ、及びLEDランプの製造販売を主たる事業とする「ランプ事業」、配向膜印刷装置、特殊印刷機、UV露光装置光源ユニット、及び検査・計測装置等の製造販売を主たる事業とする「製造装置事業」の2事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	本 社	東京都中央区
フェニックス電機株式会社	本 社 ・ 工 場	兵庫県姫路市
ナカンテクノ株式会社	本 社 ・ 工 場	千葉県佐倉市
株式会社ルクス	本 社	兵庫県姫路市
	東 京 営 業 所	東京都港区
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
株式会社リードテック	本 社 ・ 工 場	福島県いわき市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
285名	4名減

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマー・契約社員）、嘱託社員及び派遣社員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
9名	1名減	51.0才	2.5年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（契約社員）は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 東 邦 銀 行	67,752千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,806,900株 (自己株式4,662,537株を含む)
 (3) 株主数 15,531名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	976,100株	5.37%
加賀電子株式会社	881,000	4.85
上田八木短資株式会社	527,000	2.90
竹 中 隆	450,893	2.48
日本証券金融株式会社	264,600	1.45
細 川 陽 介	230,000	1.26
須 々 田 純	227,500	1.25
株式会社三菱UFJ銀行	225,000	1.24
三井住友信託銀行株式会社	222,000	1.22
松井証券株式会社	207,800	1.14

(注) 当社は自己株式4,662,537株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2022年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の支給を決議し、2022年7月20日に自己株式の処分により交付しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	11,904株	2名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 良久	ナカンテクノ株式会社代表取締役社長 株式会社リードテック代表取締役会長 フェニックス電機株式会社代表取締役社長 株式会社ルクス代表取締役社長
常務取締役	秋葉 泰	当社社長室室長兼統括管理部部長 フェニックス電機株式会社取締役 株式会社ルクス取締役
取締役	名倉 啓太	弁護士 D I C株式会社監査役
取締役	木下 玲子	アドミラルキャピタル株式会社代表取締役 株式会社D O フィナンシャルサービス代表取締役 東日本信販株式会社代表取締役 株式会社ユニファイナンス代表取締役 フェニックス電機株式会社取締役 ウイスタリアン株式会社代表取締役
常勤監査役	鬼塚 達哉	
監査役	上道 俊和	フェニックス電機株式会社監査役 株式会社ルクス監査役
監査役	四宮 章夫	弁護士

- (注) 1. 取締役田原廣哉氏は2022年6月22日開催の第46期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任しております。
2. 常勤監査役鬼塚達哉氏は、事業年度末後の2023年5月26日付でフェニックス電機株式会社の監査役に就任しております。また、監査役上道俊和氏は、同日付でフェニックス電機株式会社及び株式会社ルクスの監査役を任期満了により退任しております。
3. 取締役名倉啓太及び取締役木下玲子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役上道俊和及び監査役四宮章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役鬼塚達哉氏は、金融機関や当社グループの取締役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役上道俊和氏は、上場会社子会社代表取締役及び監査役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外取締役木下玲子及び社外監査役上道俊和の両氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月24日開催の第39期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役名倉啓太氏、木下玲子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を填補することとし、その保険料はそれぞれの会社が全額負担しております。

被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位・責任に相応しい適正な水準とし、当社グループの業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、かつ株主の皆様と価値を共有する内容であることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）については、基本報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬、並びに譲渡制限付株式報酬からなる非金銭報酬で構成することとし、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

金銭報酬は、各取締役の役位・責任に応じた固定額である基本報酬と、会社の収益状況を示す連結営業利益（当連結会計年度は4億22百万円）を指標とし、当該指標に役位・責任に応じた料率を乗じて算定する業績連動報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会にて審議し決定しております。なお、グループ会社の取締役を兼任し、当社と責任限定契約を締結する取締役の報酬は、兼任先グループ会社の基準による基本報酬と、兼任先グループ会社の連結営業利益を指標にした業績連動報酬であり、兼任先グループ会社より支給しております。

金銭報酬の支給にあたっては、総額を12等分した金額を定時株主総会の翌月から毎月支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、株主の皆様との更なる価値共有を企図したものであり、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、支給に関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値で計算した株式数の付与のための金銭債権を支給し、その全額を現物出資財産として払い込みすることで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、監査役が参加する取締役会で審議のうえ決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額2億40百万円（うち社外取締役年額20百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬は、2019年6月21日開催の第43期定時株主総会において、年額30百万円かつ5万株以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	97,499 (11,129)	66,129 (11,129)	27,704 (-)	3,665 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	27,960 (13,080)	27,960 (13,080)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 上記の対象となる役員の員数及び譲渡制限付株式報酬には、2022年6月22日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	名 倉 啓 太	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、弁護士として企業法務に精通する専門家としての見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮されております。
取 締 役	木 下 玲 子	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び金融・投資の専門家としての見地から、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を発揮されております。
監 査 役	上 道 俊 和	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監 査 役	四 宮 章 夫	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

- ⑤ 社外役員の意見により、決定された事業方針又はその他の事項の変更
該当事項はありません。
- ⑥ 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 社外役員の報酬等の額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
社外役員	24,209	24,209	—	—	4

- ⑧ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

35,200千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

35,200千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し（2009年5月1日開催の取締役会にて一部改定）、その適切な運用に努めております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループは、顧客に選ばれる、高性能かつ高品質の「光」をベースにした独自製品の「ものづくり」にこだわり、一芸に秀でた持続的成長性のある研究型企業を追求し、もって株主・従業員・取引先及び地域社会に貢献する開かれた会社の実現を目指します。

当社としてこの使命を達成するためには、

- ① コーポレートガバナンスの確立
- ② 事業活動に関わる法令、定款、企業倫理等の遵守
- ③ リスクに対する的確かつ迅速な対応
- ④ 信頼性のある財務及び事業活動状況の適時適切な情報開示
- ⑤ 業務の有効性及び効率性の確立
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求への毅然とした態度及び、取引関係の排除を経営の基本に据えた「内部統制の仕組み」を構築するとともに継続的にその機能強化に努めます。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」において、内部統制システムの構築・維持・向上並びに内部統制に係る重要事案について審議し、取締役会に報告する。
- ② 当社グループは、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、また、取締役及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたる心構え、指針と具体的な順守事項を規定した「コンプライアンス規程」に従い行動する。
- ③ 当社統括管理部がコンプライアンスに係る業務を担当し、一定の重要事項の決定について、社内外の専門部署と連携を図り、事前に違法性等を検証する体制をとり、更に徹底した運営を図る。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため、「相談・通報制度」に基づき当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。
- ⑤ 会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「取締役会規程」、「監査役会規則」、「インサイダー情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各種文書、帳票並びに情報について、適切に作成、保存、管理する。
- ② 電磁的な情報は、ファイアーウォールを施したサーバーに一元的にファイルされ、定期的にデータのバックアップを行う。
- ③ 個人情報の管理については、「個人情報管理規程」に従い統括管理部が主管する。
- ④ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に従い、不測の事態が発生した場合、損害・影響額を最小限に留める迅速な対応体制を整備する。
- ② 当社及び当社グループは、社長の指示に従い、定期的にリスクの洗い直し及び評価を行い、リスクの回避・軽減・転嫁・保有等の対応策を検討し実施する。
- ③ 当社は、当社グループのリスク管理を担当する部署として、当社統括管理部において、リスクマネジメント推進にかかる課題の抽出と対応策の進捗管理を行い、年2回グループ会社より報告を義務付ける。
- ④ 重要なリスクが発生又はその恐れが生じた場合は、「内部統制委員会」を開催して対応策を検討・審議し、損失の防止及び収益の保全、再発防止等危機管理にあたる。
- ⑤ 内部監査室（グループ会社を含む）が各部門の往査を行うにあたっては、常にリスク管理の視点から監査を行い、リスク管理の徹底を図る。
- ⑥ 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに対応する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」、「稟議規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」等を常に見直し、整備し運用する。
- ② 当社グループは、取締役会を定期開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、活発な意見の交換によって活性化した取締役会を運営して、迅速な経営意思の決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ グループ会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底する。また、その報告を義務付ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社に準用し、当社と一体となったコンプライアンス体制を確立する。
- ② グループ会社にコンプライアンス担当部署を置き、当社統括管理部との連携を密にするとともに、「内部統制委員会」にも関与させて、グループ全体のコンプライアンスの統括・推進の一翼を担わせる。
- ③ グループ会社の経営は、自主性を尊重するが、年度事業計画の策定、月次決算の報告及び重要事案の事前協議を行い、グループ会社の事業内容の的確な把握を行う。
- ④ 当社は、定期に当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ会社が開催する経営会議で、重要な事象が発生した場合に報告を義務付ける。
- ⑤ 当社の相談・通報体制をグループ会社に準用して運用する。
- ⑥ 内部監査室は、グループ各社の内部監査室と連携し、各社の内部監査結果の報告を収集しその結果を当社監査役へ報告する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

- ① 現在は、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが必要に応じて監査役補助者の任命、解任、人事異動等について、監査役会の同意を得て、取締役会が決定する。なお、監査役補助者は業務執行の業務を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ② 内部監査室（グループ会社を含む）は監査役と共同監査等を行い、監査の効率性及び監査の質の向上を図る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、法令違反及び会社に損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合のほか、内部監査（グループ会社を含む）の実施状況、コンプライアンスに関する事項については、すみやかに監査役に報告することを徹底する。
- ② 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて業務の執行状況を把握するために諸会議（グループ会社を含む）に出席するほか、稟議書、契約書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役その他から説明を求める。
- ③ 監査役及び監査役会が、法令及び監査役監査基準に従って、業務及び財産の状況に関して報告を求めた場合は、遅滞なくその内容を報告するほか、社内通報を含め、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、適正に対応する。

(9) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

(10) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ② 会計監査人から会計監査の結果について報告を受けるなど連携を密にすることに取締役が協力する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り当社及びグループ会社の啓発に努める。
- ② 当社統括管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等への適合性を確保する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことを踏まえ、2015年6月24日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針の一部を改定し、コンプライアンス規程等の各種規則の継続的な整備、運用を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[13,030,254]	【流動負債】	[2,008,810]
現金及び預金	8,208,538	支払手形及び買掛金	631,407
受取手形、売掛金及び契約資産	1,940,591	電子記録債務	22,761
電子記録債権	85,162	短期借入金	100,000
商品及び製品	143,521	1年内返済予定の長期借入金	107,752
仕掛品	1,601,368	未払法人税等	41,069
原材料及び貯蔵品	755,054	賞与引当金	179,309
前渡金	31,128	製品保証引当金	11,263
その他	268,362	契約負債	400,140
貸倒引当金	△3,474	工事損失引当金	36,124
【固定資産】	[4,609,184]	その他	478,980
(有形固定資産)	(1,760,588)	【固定負債】	[617,094]
建物及び構築物	683,181	長期借入金	60,000
機械装置及び運搬具	293,238	繰延税金負債	549,588
土地	722,733	その他	7,505
建設仮勘定	6,029	負債合計	2,625,905
その他	55,405	純資産の部	
(無形固定資産)	(15,961)	【株主資本】	[13,226,902]
その他	15,961	資本金	2,133,177
(投資その他の資産)	(2,832,634)	資本剰余金	2,570,043
投資有価証券	2,786,913	利益剰余金	9,691,058
繰延税金資産	1,508	自己株式	△1,167,377
その他	76,706	【その他の包括利益累計額】	[1,786,631]
貸倒引当金	△32,493	その他有価証券評価差額金	1,786,631
資産合計	17,639,438	純資産合計	15,013,533
		負債及び純資産合計	17,639,438

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,987,547
売上原価	5,141,585
売上総利益	2,845,961
販売費及び一般管理費	2,423,898
営業利益	422,063
営業外収益	
受取利息	28
受取配当金	36,900
為替差益	22,543
助成金収入	4,439
雑収入	9,987
営業外費用	
支払利息	1,421
シンジケートローン手数料	2,174
雑損	165
経常利益	492,198
特別損失	
減損損失	16,302
固定資産除却損	838
役員退職慰労金	36,681
税金等調整前当期純利益	438,376
法人税、住民税及び事業税	96,361
法人税等調整額	70,825
当期純利益	271,189
親会社株主に帰属する当期純利益	271,189

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	2,133,177	2,569,524	9,564,929	△1,170,357	13,097,273
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	－	－	－
誤謬の訂正を反映した当期首残高	2,133,177	2,569,524	9,564,929	△1,170,357	13,097,273
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△145,059	－	△145,059
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	271,189	－	271,189
自 己 株 式 の 処 分	－	519	－	2,980	3,499
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	519	126,129	2,980	129,629
2023年3月31日残高	2,133,177	2,570,043	9,691,058	△1,167,377	13,226,902

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2022年4月1日残高	325,013	325,013	13,422,286
誤謬の訂正による累積的影響額	324,487	324,487	324,487
誤謬の訂正を反映した当期首残高	649,500	649,500	13,746,774
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△145,059
親会社株主に帰属する当期純利益			271,189
自 己 株 式 の 処 分			3,499
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,137,130	1,137,130	1,137,130
連結会計年度中の変動額合計	1,137,130	1,137,130	1,266,759
2023年3月31日残高	1,786,631	1,786,631	15,013,533

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | | |
|----------------------|----|---|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 | |
| 連結子会社の名称 | | フェニックス電機株式会社
株式会社ルクス
ナカンテクノ株式会社
株式会社リードテック |
| (2) 非連結子会社の数
及び名称 | | 該当事項はありません。 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定）
---------------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
------------	-------------

② 棚卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は、ランプ事業においては総平均法を、製造装置事業においては個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 製品の無償保証期間における修理・交換等に要する費用に備えるため、過去の売上原価に対する当該費用の発生割合に基づく保証費用見込額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 工事契約に基づく取引のうち、連結会計年度末において受注額を上回る工事原価の見積もりとなるものについて、損失見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① ランプ事業

各種ランプの製造販売等を行っており、これらについては、当該製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内販売では、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売では、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

② 製造装置事業

各種製造装置の製造販売等を行っており、これらについては、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、顧客先に据付け動作を確認した時点及び動作確認後の顧客先での調整及び立会業務が完了した時点、又は顧客先が検収した時点に一括で履行義務が充足された場合に区分して収益を認識しております。なお、物品の輸出販売においては、当該製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しており、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 営業債権等の評価の妥当性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業債権等（債権及び契約資産） 2,058,248千円

貸倒引当金（流動資産及び固定資産） △35,968千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製造装置事業における海外の得意先に対する営業債権等は現地の業界の動向や商慣習の影響を受け、平均回収期間が長いため、内規に基づき貸倒懸念債権等と判断した営業債権等の回収可能額の見積りに変更が生じる可能性があります。このような場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価の妥当性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,499,944千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、簿価と期末日以降に発生する原価（以下、「将来発生原価」という。）の見積額が正味売却価額を上回る棚卸資産の簿価を正味売却価額まで切下げるとともに、正常な営業循環から外れた滞留棚卸資産の簿価を定期的に切下げております。また、受注に基づく生産開始後に、得意先の倒産等により注文が取り消される場合には、仕掛品の販売可能性を個々に評価し、正味売却価額を見積っております。

過去の実績等に基づき将来発生原価及び正味売却価額を見積っておりますが、見積額が実際の将来発生原価の額や正味売却価額と乖離する、経営環境や市場の需給変化を踏まえ規則的な切り下げの内規を改定するなど、簿価切下げ額の見積りに変更が生じる可能性があります。このような場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(誤謬の訂正に関する注記)

当連結会計年度において、当社連結子会社が有する投資有価証券の評価方法に誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、その他の包括利益累計額のその他有価証券評価差額金及びその他の包括利益累計額合計ならびに純資産合計がそれぞれ324,487千円増加しております。

(追加情報)

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,421,051千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	18,871千円
売掛金	1,247,953千円
電子記録債権	85,162千円
契約資産	673,766千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 7,987,547千円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
兵庫県姫路市	事業用資産	機械装置 工具器具備品 その他	16,302

当社グループは、事業用資産については経営管理上の事業区分を基準にしてグルーピングを行っております。

上記事業用資産について、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（16,302千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械装置10,885千円、工具器具備品4,530千円、その他886千円であります。

なお、回収可能額は正味売却価額により測定しておりますが、他への転用や売却が困難であることから、備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式の総数

普通株式 22,806,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	145,059	8.00	2022年3月31日	2022年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	145,154	8.00	2023年3月31日	2023年6月22日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資が発生した場合には定期預金等、安全性の極めて高い金融資産で運用しております。

なお、当社グループでは、グループ各社の自主独立を基本とし、資金面においても同様に、グループ各社は外部からの調達又は当社からの調達を選択できるものとし、また当社はグループ全体の資金管理並びに与信面で扶助することによりグループ全体の財務の安定を図るため、グループ金融規程を定めて対応しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、営業債権であり、顧客の信用リスクにさらされております。そのため、当該リスクに関し、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額の設定及び回収期日と残高の管理を行っております。

また、一部の顧客に対して外貨建債権が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

投資有価証券は、取引先との事業関係上保有している株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクにさらされているため、四半期末ごとに時価等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、営業債務であり、いずれも1年以内の支払期日であります。

一部の仕入先に対して外貨建債務が存在し、為替変動リスクにさらされております。為替相場の状況については毎月把握され、経営会議において報告されております。

借入金は短期のものは主として運転資金、長期のものは主として設備資金であります。短期借入金については、金利変動リスクにさらされておりますが、短期間に決済されるものであり、金利変動リスクは低いと判断しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,786,913	2,786,913	—
資産計	2,786,913	2,786,913	—
長期借入金	167,752	167,319	432
負債計	167,752	167,319	432

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	2,786,913	—	—	2,786,913
資産計	2,786,913	—	—	2,786,913

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	167,319	—	167,319
負債計	—	167,319	—	167,319

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ランプ事業	製造装置事業	計	
日本	1,451,427	835,041	2,286,469	2,286,469
中国	590,612	3,078,517	3,669,129	3,669,129
アジア（中国を除く）	432,886	1,579,764	2,012,651	2,012,651
その他	15,645	3,652	19,297	19,297
顧客との契約から生じる収益	2,490,570	5,496,976	7,987,547	7,987,547
外部顧客への売上高	2,490,570	5,496,976	7,987,547	7,987,547

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,331,440
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,351,988
契約資産（期首残高）	452,534
契約資産（期末残高）	673,766
契約負債（期首残高）	335,622
契約負債（期末残高）	400,140

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、400,140千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年の間で収益を認識することを見込んでいます。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	827円45銭
2. 1株当たり当期純利益	14円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症について、現時点において収束時期を合理的に予測することは困難ではありますが、当社グループは外部の情報等を踏まえて、今後も一定期間にわたり当該影響が継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,083,457]	【流動負債】	[259,661]
現金及び預金	4,751,245	1年内返済予定の長期借入金	100,000
未収入金	280,709	未払金	129,629
未収還付法人税等	45,385	未払費用	3,994
その他	6,117	未払法人税等	13,214
【固定資産】	[3,398,927]	預り金	4,808
(有形固定資産)	(761,380)	賞与引当金	8,014
建物	203,715	【固定負債】	[279,758]
構築物	4,471	繰延税金負債	279,758
工具器具及び備品	4,505	負債合計	539,419
土地	548,142	純資産の部	
建設仮勘定	546	【株主資本】	[7,370,681]
(無形固定資産)	(1,782)	資本金	2,133,177
ソフトウェア	1,782	資本剰余金	2,570,043
(投資その他の資産)	(2,635,764)	資本準備金	2,563,867
投資有価証券	1,047,410	その他資本剰余金	6,176
関係会社株式	1,578,689	利益剰余金	3,834,837
その他	9,664	利益準備金	14,025
		その他利益剰余金	3,820,812
		繰越利益剰余金	3,820,812
		自己株式	△1,167,377
		【評価・換算差額等】	[572,283]
		その他有価証券評価差額金	572,283
資産合計	8,482,385	純資産合計	7,942,965
		負債及び純資産合計	8,482,385

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	385,268
営 業 費 用	458,509
営 業 損 失	73,241
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	230,156
受 取 賃 貸 料	37,253
雑 収 入	4,276
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	667
賃 貸 収 入 原 価	34,004
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	2,174
経 常 利 益	161,598
税 引 前 当 期 純 利 益	161,598
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△2,139
法 人 税 等 調 整 額	2,762
当 期 純 利 益	160,975

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年4月1日残高	2,133,177	2,563,867	5,657	2,569,524	14,025	3,804,896	3,818,921
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△145,059	△145,059
当期純利益	-	-	-	-	-	160,975	160,975
自己株式の処分	-	-	519	519	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	519	519	-	15,915	15,915
2023年3月31日残高	2,133,177	2,563,867	6,176	2,570,043	14,025	3,820,812	3,834,837

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	△1,170,357	7,351,265	325,013	325,013	7,676,279
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△145,059			△145,059
当期純利益	-	160,975			160,975
自己株式の処分	2,980	3,499			3,499
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			247,270	247,270	247,270
事業年度中の変動額合計	2,980	19,415	247,270	247,270	266,685
2023年3月31日残高	△1,167,377	7,370,681	572,283	572,283	7,942,965

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いにあてるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社として、関係会社の経営管理、コンサルティング並びにそれに付随する業務を行っており、関係会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務と認識し、業務が完了した時点で収益を認識しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 809,066千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 280,907千円

短期金銭債務 111,935千円

5. 保証債務

子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

保証金額 147,560千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引	390,168千円
営業取引以外の取引	230,509千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,662,537株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	286,783千円
繰越欠損金	24,410千円
株式報酬費用	4,719千円
その他	6,844千円
	<hr/>
繰延税金資産小計	322,757千円
評価性引当額	△315,958千円
	<hr/>
繰延税金資産合計	6,799千円

繰延税金負債

関係会社株式売却益	△33,988千円
その他有価証券評価差額金	△252,570千円
	<hr/>
繰延税金負債合計	△286,558千円
	<hr/>
繰延税金資産（負債）の純額	△279,758千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フェニックス電機 株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸 業務委託	設備の賃貸	31,704	未収入金	2,906
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	136,764	未収入金	12,653
				業務委託	2,100	—	—
				グループ通算に係る 通算税効果額等	82,814	未払金	82,814
	株式会社ルクス	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	1,620	未収入金	148
				グループ通算に係る 通算税効果額等	2,360	未収入金	2,360
	ナカンテクノ 株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導及び 業務受託 役員の兼任 設備の賃貸 業務委託 債務保証	設備の賃貸	3,572	未収入金	318
				業務受託及び 経営指導 (※ 1)	248,504	未収入金	22,613
				業務委託	2,800	—	—
				グループ通算に係る 通算税効果額等	124,196	未収入金	239,676
				債務保証 (※ 2)	147,560	—	—
	株式会社 リードテック	所有 間接 100.0%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸	356	未収入金	32
グループ通算に係る 通算税効果額等				28,905	未払金	28,905	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※ 1) 業務受託料及び経営指導料は、当社グループの規程に基づき、グループ運営費用を均等又は各子会社の事業規模に応じ負担割合を設定し受取っております。

(※ 2) 子会社の取引先への契約義務に関する銀行保証及び金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	437円76銭
2. 1株当たり当期純利益	8円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症について、現時点において収束時期を合理的に予測することは困難であります。当社は外部の情報等を踏まえて、今後も一定期間にわたり当該影響が継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首のその他有価証券評価差額金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役会の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、統括管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	監査役会
常勤監査役	鬼塚達哉 ㊟
社外監査役	上道俊和 ㊟
社外監査役	四宮章夫 ㊟

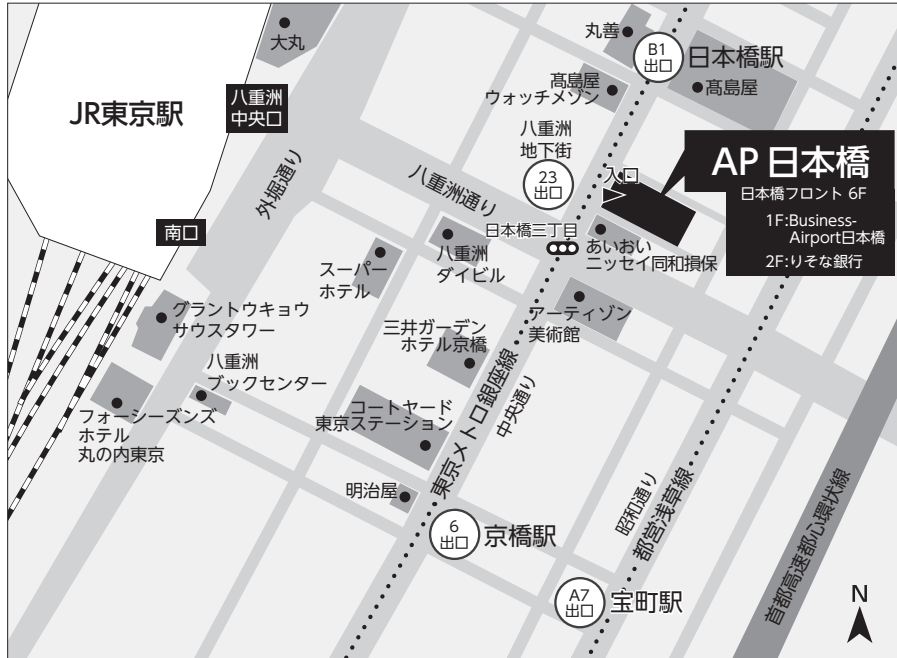
以上

株主総会
会場ご案内図

会場

日本橋フロント 6F AP日本橋

東京都中央区日本橋3-6-2 ☎03-3273-3109



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分
- JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩5分

※会場には駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご了承ください。

当日ご出席いただく株主の皆さまへ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。